

廿日市市生涯学習推進本部後援名義等の使用に関する要綱

(平成 2 年 10 月 9 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、廿日市市（以下「市」という。）における生涯学習の振興及び普及のため、廿日市市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）の後援名義及び廿日市市生涯学習キャラクターマーク（以下「後援名義等」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の基準)

第 2 条 後援名義等の使用を許可する事業は、次の各号のいずれかに該当する者が行うものとする。

- (1) 市の補助金交付団体（これに属する団体を含む。）
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (3) 報道機関
- (4) 社会教育、家庭教育、文化、スポーツその他の生涯学習を推進する事業を行う財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人又はこれらに準ずる団体
- (5) その他本部長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を許可しないものとする。

- (1) 市の区域外で開催されるものであるとき。ただし、事業に市民の参加が見込まれるときは、この限りでない。
- (2) 専ら営利を目的とするものであると認められるとき。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするものであると認められるとき。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものであると認められるとき。
- (5) 公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものであると認められるとき。
- (6) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、他人の生命を脅かし、又は他の活動を干渉するものであると認められるとき。
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながると認められるとき。
- (8) 衛生、災害、安全、人権、男女平等、青少年育成等の配慮を欠くと認められるとき。
- (9) 市の施策の推進に反すると認められるとき。
- (10) 社会的な非難を受けるおそれがあると認められるとき。
- (11) その他本部長が不適当と認めるとき。

(許可の手続)

第 3 条 後援名義等の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、本部長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 申請者の活動の目的及び内容が分かるもの
- (2) 役員その他関係者の氏名が分かるもの（申請者が法人その他の団体の場合に限る。）
- (3) 事業の目的及び計画が分かるもの（収支予算書等を含む。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

- 2 本部長は、後援名義等の使用許可申請について、添付させる必要がないと認める書類は、前項の規定にかかわらず、同項の申請書に添付させないことができる。

(使用許可書の交付)

第4条 本部長は、後援名義等の使用を許可したときは、別記様式 2 による許可書を申請者に交付する。

(使用の取消し等)

第5条 本部長は、後援名義等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 第2条第2項各号に該当する事由が発生したとき。

- 2 本部は、前項の規定により後援名義等の使用の許可を取り消したことによって、使用者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(使用中止等の届出)

第6条 使用者は、後援名義等の使用を中止し、又は後援名義等の使用の許可を受けた事業（以下「後援名義等使用事業」という。）を中止したときは、速やかに本部長に届出なければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、後援名義等の使用の権利を第三者に譲渡し、又は後援名義等使用事業以外の事業に後援名義等を使用してはならない。

(使用の終了報告)

第8条 使用者は、後援名義等使用事業が終了したときは、おおむね 1 月以内に別記様式 3 による報告書を本部長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義等の使用の許可に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の廿日市生涯学習推進本部後援等名義の使用許可に関する基準（以下「旧要綱」という。）の規定により許可を受けた事業については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。